

各指定居宅サービス事業所
各指定介護予防サービス事業所 管理者 様
各介護保険施設

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課長
(公印省略)

「従業員の職種、員数及び職務の内容」等に係る変更届出書の提出について

指定居宅サービス等事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項（運営規程等）に変更があった場合には、変更があった日から10日以内に変更届出書の提出が必要となりますが、運営規程の内容のうち「従業員の職種、員数及び職務の内容」に係る変更については、変更届出手続きの簡素化を図るため、本県では年に1度の届出でよいとしています（「変更届出の特例」）。

なお、本年は介護保険の報酬改定が行われるため、本年4月変更分に限り、運営規程の内容のうち「入所者に対する介護保険施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額」についても、下記提出期間に変更届出書の提出をお願いします。

つきましては、平成24年6月1日時点の状況について、下記事項に留意の上、変更届出書の提出をお願いします。

毎年4月に提出をお願いしておりましたが、今年は提出時期を6月に変更し、和歌山市内の事業所については提出先（県庁長寿社会課→和歌山市指導監査課）も変更しておりますので、ご留意下さい。

変更届出書の様式については、和歌山市外の事業所については、「きのくに介護 de ネット」(<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/>)の「各種申請・届出」に掲載しておりますので、ご参照下さい。また、和歌山市内の事業所については、「和歌山市指導監査課のホームページ」の介護サービス事業者の方へ (http://www.city.wakayama.wakayama.jp/menu_1/gyousei/shidokansa/kaigojigyosya/index.html) から様式等をダウンロードしてください。

なお、インターネットに接続していない事業者にあつては、和歌山市外の事業者の場合は長寿社会課サービス指導班又は各振興局保健福祉課に、和歌山市内の事業者の場合は和歌山市指導監査課(電話 073-435-1319)に問い合わせをお願いします。

記

- 1 提出期間 平成24年6月1日(金)～平成24年6月29日(金)
*昨年と提出期間が違います

2 提出書類

- ① 変更届出書
- ② 各サービスに係る付表（付表1-1～16-2）
- ③ 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（平成24年6月分）
 - （別紙7-1）（介護予防）訪問介護・（介護予防）訪問入浴介護・（介護予防）訪問看護
（介護予防）訪問リハビリ・（介護予防）居宅療養管理指導
（介護予防）福祉用具貸与・特定（介護予防）福祉用具販売
 - （別紙7-2）（介護予防）通所介護・（介護予防）通所リハビリ
 - （別紙7-3）（介護予防）短期入所生活介護・（介護予防）短期入所療養介護
（介護予防）特定施設入居者生活介護
介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設
- ④ 職員の兼務状況を確認する書類（※ 兼務先の勤務表）
- ⑤ 資格が必要な職種については資格証等の写し（※ 原本証明）
- ⑥ 運営規程

3 提出先及び提出部数（下記の提出先まで持参してください）

サービスの種類	事業所(施設)の所在地	提出先	提出部数
○ 居宅サービス	<u>和歌山市内</u>	<u>和歌山市指導監査課</u>	<u>2部</u>
○ 介護予防サービス	和歌山市以外の地域	事業所の所在する地域を管轄する振興局保健福祉課	
○ 介護老人福祉施設	<u>和歌山市内</u>	<u>和歌山市指導監査課</u>	<u>2部</u>
○ 介護老人保健施設	和歌山市以外の地域	施設の所在する地域を管轄する振興局保健福祉課	<u>3部</u>
○ 介護療養型医療施設			

(注1) 和歌山市内の事業所については、先に通知しております「介護保険法等に係る事務の和歌山市への権限移譲について」のとおり、変更届に係る事務についても和歌山市にその権限が移譲されますので、これまで県庁長寿社会課へ提出をお願いしておりましたが、平成24年4月以降和歌山市指導監査課への提出となりますので、提出先についてご留意下さい。

(注2) 「地域密着型サービス事業所」にあつては、事業所所在地の各市町村介護保険担当課へお問い合わせください。

4 書類作成にあたっての留意事項

- ① 「従業員の職種、員数及び職務の内容」に係る変更であっても、変更のあつた事項が次に該当する場合は、「変更届出の特例」は適用されませんので、変更日から10日以内に変更届出書を提出してください。
 - ・ 事業所(施設)の管理者の氏名及び住所の変更(各サービス共通)
 - ・ 訪問介護事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所の変更
 - ・ 居宅介護支援事業所及び介護保険施設の介護支援専門員の氏名及びその登録番号の変更
 - ・ 特定施設入居者生活介護の計画作成担当者の氏名及びその登録番号の変更
- ② 平成24年5月31日から7月31日までに指定(許可)有効期間が満了となる事業所(施設)であつて、指定(許可)更新を受ける事業所(施設)については、今回の「従業員の職種、員数及び職務の内容」に係る変更届出書の提出は必要ありません。
- ③ 保険医療機関又は保険薬局が「みなし指定」により行っている居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、変更届出書の提出は必要ありません。
- ④ 平成23年4月1日と平成24年6月1日を比較して、職員の員数等に変更のない場合は、変更届出書の提出は必要ありません。(①の場合を除く)
- ⑤ 平成23年4月1日以降に指定を受けた事業所においても、職員の員数等に変更がある場合は変更届出書を提出してください。
- ⑥ 資格証等の写しについては、資格が必要な職種の方の全員分を添付し「従業員の勤務体制及び勤務形態の一覧表」に記載した順に添付してください。
また、婚姻等により、資格証等の姓が変更になっている場合は、戸籍謄本等の写しを添付してください(昨年提出していても再度提出願います)
- ⑦ 資格証等の写しについては、全て原本証明をしてください。
- ⑧ 変更届出書の提出にあつては、人員基準違反とならないよう厚生労働省令等を十分に確認の上、提出してください。

担 当：長寿社会課 サービス指導班 TEL：073-441-2527 FAX：073-441-2523
--